

# 中川事務所新聞

第33号  
発行所  
行政書士中川事務所  
兵庫県姫路市

## トピックス

### 【平成18年度税制改正の注目点】

今年の税制改正事項の中から、注目ポイントを2点挙げます。  
～中小企業庁発行の中小企業関係税制改正の概要より抜粋～

#### ①役員給与の損金算入のあり方の見直し

個人事業者が法人形態を取れば、社長の給与は法人段階で経費に算入され、個人段階でも給与所得控除を受けることができます。つまり、節税が可能となります。

今回これを見直し、実質一人会社の社長給与については、給与所得控除相当分を法人段階で経費算入できなくなります。  
※実質一人会社とは、同族関係者で株式の90%以上を保有し、

常務に従事する役員の過半数を占める会社。

※適用除外は、所得が800万円以下の場合と、所得が3000万円以下で社長給与の占める比率が1/2以下の場合。



#### ②交際費の損金算入の特例の延長及び課税範囲の明確化

交際費の範囲については、会議費等の隣接費用との区分が不明確であることから、税務署とトラブルになることが多くありました。

そこで、実務上は一人当たり3千円が交際費と会議費等の区分の目安とされていたところ、交際費とは別に一人当たり5千円以下の飲食費（役職員の間の飲食費を除く）について損金算入を認めることが明確化されました。

税制はコロコロ変わりますが、目先の変化に慌てふためくことなく、経営の本質を見失わない舵取りを心がけましょう。税金を最重要項目と考える悪習に陥らないように。



## 知ってお得！？法律雑学

Q. 工作中に自分の車で事故を起こしてしまったが、会社に責任はあるの？

A. 乗っていたのが会社の車であれば、会社にも賠償責任があるのは当然ですが、従業員が仕事に使っていたマイカーについても、責任があると判断されることが多いようです。

会社が責任を逃れうるのは、従業員がマイカーを独断で会

社の仕事に使っていたことを全く知らず、仕事に関わるガソリン代や駐車場代も全て従業員が個人で払って会社に請求しておらず、会社が何も提供していない場合だけです。



従業員の車とはいえ、常々それを仕事のために使っており、会社もそれを知っているのなら、会社の責任は明白です。

また、通勤のためだけに使われているマイカーなら、それは個人の責任ですが、仕事に使っている車で通勤しているのなら、会社にも責任があると考えられます。

# 経営談義

## 【人材育成の勘所】

複数の企業の観察から、人材育成について感じるところがあったのでまとめてみます。

### ①採用以前の段階

中小企業では、来たその日からバリバリ仕事をこなすような優秀な人材はまず来ないと思った方がよい。であるならば、人材は育てるものという認識をもっておかないと、後々苦勞することになる。

### ②採用段階

面接時においては、労働条件等の説明は当然必要だが、「あなたの夢は？」という質問も欠かせない。大企業に比べて金銭的な条件面で不利にならざるを得ない中小企業では、金銭以外による仕事への動機付けが必要になる。その

際、良かれと思って施したことで、当人の価値観の範囲外にあれば効果がない。そこに会社と従業員とのミスマッチが生じる。

本人が目指す方向と、会社が目指す方向が概ね一致するように、事前に人を選択することも必要になってくる。



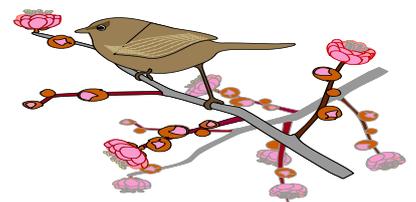
### ③教育訓練

中小企業では、教育のための時間を仕事時間外に確保することは通常困難だ。勢い教育訓練はOJTが中心となってくる。仕事は現場経験で覚えるという方式だ。

しかし、現場で起こることはほぼ応用の連続であるといっても良い。全てのパターンを現場経験だけで覚えるのには限界がある。そこで基礎的技術の習得が必要になってくる。

例えば我が事務所においても、各社の事情を反映して会計資料の体裁が異なっている。その違いを一個一個覚える前に、基本となる簿記を身に付けておけば応用が利きやすい。

基礎技術の習得は短期的には経費の垂れ流しのように見えるので、後回しにされがちだが、教育というものは中長期的な視点が必要になってくるものだ。



あとがき

先日、東京への出張に神戸空港を利用しました。全体的に小振りなので、施設内の移動が効率的で良かったです。

定時に西向きに離陸した飛行機は、すぐにUターンするかと思いきや、西へ飛び続けました。窓から眺めていると、なんと眼下にはわが町家島諸島が。神戸から六十百西方まで飛んで折り返したのでした。

寒い冬もようやく終わり、今月下旬には平年より早く桜が開花するそうです。ゆっくり花見でもできるような状態にもって行きたいですね。



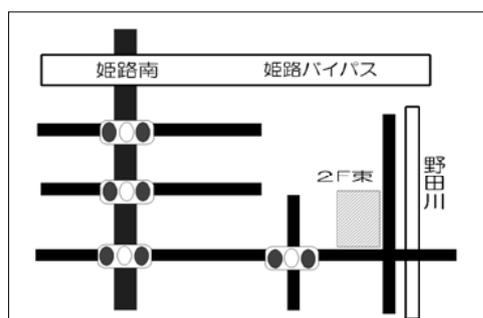
ワンストップ「経営・生活」サポーター

## 行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？

- ・ 予防法務（問題が起こる前の対策）
- ・ 戦略会計（経営に役立つ会計）
- ・ マネジメント（経営支援）

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1

田中ビル2階

TEL 0792-43-1231

FAX 0792-43-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp